随 意 契 約 理 由

令和８年(2026 年)7 月 8 日

契約担当課名	教育委員会事務局　学校給食課
発注担当課名	教育委員会事務局　学校給食課
契約名称	豊中市立原田南学校給食センター　ウォータークーラー設置及び維持管理業務委託
契約内容	豊中市立原田南学校給食センターにおけるウォータークーラー設置と維持管理に係る業務等
契約締結日 及び契約期間	令和８年(2026 年) 7 月 21 日 令和８年(2026 年) 7 月 22 日～令和９年(2027 年) 3 月 31 日
契約の相手方 （所在地・名称）	大阪府豊中市勝部１丁目８番２号 株式会社豊中学校給食サービス
契約金額	1,540,000 円
随意契約理由	（地方自治法施行令第 167 条の２第1項　第　2 号に該当） 本業務は原田南学校給食センター調理場内にウォータークーラー設置及び維持管理を行う業務です。 当センターは、令和元年８月より調理・配送及び維持管理業務を特定目的会社である(株)豊中学校給食サービスに事業委託しております。このことにより、契約上、調理場の運営をはじめとした当センターの運営業務及びこれに付随又は関連する一切の業務を当該事業者が行うことになっております。 本業務は設置予定場所の状況から単なる設置だけではなく、設置に伴う付属工事が複数あり、それらの準備を不足なく行い、それらの工事を決められた期間に終える必要があること、また、別業者の施工不良で給食センターに水漏れや停電が起き、給食供給が停止したなどのトラブルが生じた場合の責任の所在や委託業務不良に対する賠償の分担などが不明瞭となり、著しい支障が生じる恐れがあるため当該事業者に事業委託することで、当該業務を同一業者が一元的に運営・管理でき、責任の所在の明確化に加え、学校給食衛生管理基準を満たした安心安全な学校給食の提供が可能となることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。